

◆健全化判断比率の算定方法

■ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額
実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- 標準財政規模：人口・面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

■ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①＋②の合計額
 - ①一般会計及び公営事業（公営企業以外）に係る特別会計の実質収支額
 - ②公営企業に係る特別会計の資金不足・剰余額

■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ &(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

（3か年平均）

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ①満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額
 - ②公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
 - ③組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
 - ④公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出
 - ⑤一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

■ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額：①～⑧の合計額

- ①一般会計等の年度末地方債現在高
 - ②債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 - ④組合等が起こした地方債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
 - ⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
 - ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦連結実質赤字額
 - ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

◆ 資金不足比率の算定方法

■ 資金不足比率

公営企業会計を対象とした実質赤字の事業規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○資金の不足額

【法適用企業】 資金の不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

【法非適用企業】 資金の不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

○事業の規模

【法適用企業】 事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

【法非適用企業】 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額